4. 平成24年度総会

総会議事録要旨

日 時: 平成24年6月10日(日) 15:30~17:25 場 所: ANAクラウンプラザホテル広島 3階 カトレア

出席者:88名

1. 総会の成立宣言

原田校内理事より、「会員総数29,569名中、出席者 88名、委任状3,851名であり、定款第22条3項に従い 総会が成立した」旨の宣言がなされた。



総会の成立宣言:原田校内理事(電48)

2. 物故会員に対して黙祷

原田校内理事より、「本日、13時30分より同室(ANA クラウンプラザホテル広島 カトレア)において慰霊式を行った」旨の報告がなされた後、平成23年度中に物故された157柱、創立以来の物故者累計5,702柱の会員に対して出席者全員で黙祷を捧げた。

3. 表彰並びに謝辞

以下の各件につき、該当の方々に高東会長より賞状ならびに記念品が贈呈された。

- (1) 永年勤続教職員表彰 (7名) 代表者 島田 学 教授
- (2) 支部長表彰 (2名) 代表者 白石 俊昭 氏 (電52)
- (3) 功績会員表彰 (2名) 代表者 筒井 數三 氏 (機16)
- (4) 代表者謝辞 筒井 數三 氏(機16)

(平成24年度表彰者氏名および所属)

(1) 永年勤続教職員表彰(7名)

教 授 金子 新 輸送・環境システム専攻

教 授 島田 学 化学工学専攻

教 授 西嶋 渉 環境安全センター

教 授 土肥 正 情報工学専攻

教 授 平田 大 先端物質科学研究科

分子生命機能科学専攻

准 教 授 西野 信博 機械物理工学専攻

技術主任 京泉 敬太 技術センター 工作部門



永年勤続教職員表彰:島田 学教授

(2) 支部長表彰(2名)

白石 俊昭(電52) 中電エデルタ会支部長 島田 修之(子54) 三菱重工広島支部長



支部長表彰:白石俊昭氏(電52)

(3) 功績会員表彰(2名)

筒井 數三 (機16) (㈱シンコー 高橋 勝已 (子47) (㈱協和エクシオ



功績会員表彰:筒井數三氏(機16)

4. 総会議長および副議長の選出

原田校内理事より、「工業会の慣例に従い、議長に は高東会長、副議長には羽山副会長にお願いしたい」 との提案がなされ、全会一致で選出された。

5. 議長挨拶

髙東議長より、総会出席に対する感謝の言葉と議事 の審議に対し協力の要請がなされた。



議長挨拶: 髙東会長(電38)

6. 議事

(1) 議事録署名人選出

議長より、江口透(I3)・鈴木裕之(I4) の両校内理事を議事録署名人に指名したいとの動 議が出され、承認された。

(2) 平成23年度事業報告および決算報告 井上専務事務より、別記(I)の事業報告およ び別記(II)の決算報告がなされ、承認された。

(3) 平成23年度監査報告

野間監事より、「平成23年4月26日、広島工業 会西条会館において渡邉・野間の各監事が、決算 書、帳簿につき厳密な監査の結果、正確かつ適正 に処理されていることを確認した」との報告があり、承認された。

- (4) 平成24年度事業計画(案)並びに予算(案)審議 井上専務理事より、別記(Ⅲ)の事業計画(案) および別記(Ⅳ)の予算(案)について説明があ り、原案どおり承認された。
- (5) 公益法人制度改革について

一般社団法人への移行、および法人名称を一般 社団法人広島大学工学同窓会と改名する提案に関 して、井上専務理事より別記(V)の定款の変更 の案(一般社団法人広島大学工学同窓会定款(案)) と一般社団法人広島大学工学同窓会社員選出規程 (案)及び社員候補者選考委員会メンバー、公益 目的支出計画(実施期間70年)などについて説明 がなされた後、審議が行われた。

一般社団法人への移行に伴う以下の事項について質疑応答があった。

- ・本会の目的について
- ・今後の公益社団法人への移行について
- ・コミュニティの活性化について
- ・定款の変更の案第21条、議決権の代理行使について
- ・公益目的財産について

その結果、次の各事項につき満場一致で可決、 承認された。

- 1. 社団法人広島工業会は、一般社団法人への 移行登記の日より、一般社団法人広島大学工 学同窓会と改名する。
- 2. 定款の変更の案第21条1項1文目の次に、「ただし、代理人は2年以上の会員歴があり、かつ会費を遅滞なく納入している会員の中から選ばれることを要する。」を加える。また、定款の変更の案附則2における最初の会長は平成24年5月28日に開催された理事会で選任された羽山信宏、最初の副会長は同理事会で選任された三浦公章及び現任の中田雅資、最初の専務理事は現任の井上宣邦とする。定款の変更の案のその他の事項については原案どおりとする。
- 3. 一般社団法人広島大学工学同窓会社員選出 規程(案)については原案どおりとする。
- 4. 申請に当たり、広島県より定款の変更の案 その他の申請書類について部分修正の指導が

あった場合、その修正は理事会に一任する。

(6) 平成24年度役員選出

井上専務理事より、別記(W)の平成24年度役員(案)が提示され、原案どおり承認された。

7. 議長退任の挨拶

高東議長より、円滑な審議と議事進行と協力に対し て謝意が述べられた。

8. 新役員の挨拶

新役員を代表して羽山新会長より挨拶が述べられた。



新会長挨拶:羽山信宏(精46)

9. 感謝状の贈呈

羽山新会長より髙東前会長へ感謝状が贈呈され、髙東前会長より挨拶が述べられた。



前会長へ感謝状贈呈

10. 閉会の挨拶

原田校内理事より、閉会の辞が述べられた。

事務局からのお願い

- ○住所・勤務先等の変更がありましたら電話・FAX・Eメールでも結構ですから速 やかに事務局までお知らせ下さい。広島工業会ホームページからも連絡ができます。
- 退寮をされたり、実家から独立され新居を構えられた場合もご連絡下さい。いつまでも旧住所に届いてしまいます。

TEL (082) 422-1661

FAX (082) 422-1662

E-mail: hirokogy@bronze.ocn.ne.jp

http://hiro-kogyokai.com/

別記 (I)

事 業 報 告(平成23年度)

1. 会員数(平成24年3月末日調)

名誉会員 3名 (正会員4名は除く) 正会員 29.346名 (内終身会員4.562名)

(内10年会員4.326名)

219名 (正会員70名は除く) 替助会員

特別会員 1名

29.569名 (昨年比427名増)

2. 会議関係

(1) 平成23年度定時総会

· 日時: 平成23年5月29日(日)

ANAクラウンプラザホテル広島

・議事:①平成22年度事業報告ならびに決算報告

②社団法人広島工業会の法人移行について

③平成23年度事業計画(案)並びに予算(案)

④平成23年度広島工業会役員選出

審議結果、原案のとおり承認可決された。

(2) 平成23年度第1回役員会

· 日時: 平成23年4月13日(水) ホテルニューヒロデン

・議事:①公益法人制度改革への対応について 3. 平成23年度における主な事業等

②平成23年度総会等の行事日程について

③平成23年度総会における被表彰者の選 考について

· 永年勤続教職員表彰者

· 支部長表彰者

· 会員表彰者

④ 「東日本大震災 | への義援金の預託に ついて

・ (社)広島工業会名 100万円 日本赤十字社へ預託

·広大校友会経由広島大学名で 5万円 (Ⅱ) 定款に定められた事業 日本赤十字社へ預託

審議結果、原案のとおり了承され、総会 に提出することとした。

(3) 平成23年度第1回評議員会

· 日時: 平成23年4月20日(水) ホテルニューヒロデン

・議事:(1) 社団法人広島工業会の法人移行について

(2) 認可スケジュール (案)

(3) 平成22年度決算報告書

(4) 事業別正味財産増減計算書 審議結果、原案のとおり了承され、総会 に提出することとした。

(4) 平成23年度第2回役員会

· 日時: 平成23年5月12日(木) ホテルニューヒロデン

・議事:(1) 平成23年度広島工業会役員(案)

(2) 平成22年度決算報告

(3) 平成22年度事業報告

(4) 平成23年度事業計画(案)

(5) 平成23年度予算(案)

審議結果、原案のとおり了承され、総会 に提出することとした。

(5) 平成23年度第3回役員会

· 日時: 平成24年1月31日(火) ホテルニューヒロデン

議事:(1) 定款変更案の内容検討

(2) 新制度移行後の代議員選出規程について

(3) 事業区分、公益目的支出計画について

(4) 移行申請作業日程(案)

審議の結果、一部修正の上了承された。

(I) 公益法人制度改革対応

①株合同総研と業務委託契約(H23-6-23休) 一般社団法人認可取得まで

回広島県庁訪問 (H23-11-25金) 申請方向につき相談

○社広島工業会 第3回役員会(H24-1-31(火)) 定款他の検討

○公益法人認定推進委員会の解散(H24-2-9休) 任務終了により解散

①工業教育並びに技術に関する調査試験研究

(1) 試験研究受託事業(敬称略)

滝 嶌 (化 学 工 学) 1件 吉田(英) (化 学 工 学) 1件 西尾〈特任〉(分子生命機能科学) 1件 佐 藤 (社会基盤環境工学) 1件 合 計 4件

受託事業総計 4,502,800 円

(2)講習会、講演会の開催

(1) 記念講演会(平成23年度定時総会の一環とし

日時: H23-5-29(日) 14:00~15:20 場所: ANAクラウンプラザホテル広島 (3F オーキッド)

講師:高橋 智隆氏

(株)ロボ・ガレージ 代表取締役社長

演題:ロボット時代の創造

(2) 第17回公開講演会

一般市民及び紐広島工業会会員を対象に公開講 演会を下記のとおり開催。

日時: H23-10-28金 13:30~15:00

場所:広島県情報プラザ(県立産業技術交流セ ンター) 2階 第1研修室(路面電車 広電本社前 徒歩7分)

講師:広島大学名誉教授 渡部和彦先生(医学博士) 演題:「熟年世代の健康づくり:ウオーキング の科学し

講演の概要は他広島工業会HPに掲載

(3) 第14回企業説明会の開催

本年の企業説明会も広島大学大学院工学研究科 学生生活委員と広島大学キャリアセンターの協力 を得て2日間にわたり下記のとおり開催。

1. ∃ 時: H24-2-14火 12:30~16:00 H24 - 2 - 15% 12:30~16:00

2. 場 所:広島大学 東体育館

3. 参加企業:延べ199社 207ブース

(昨年191社 200ブース)

2月14日:101社 104ブース 2月15日:98社 103ブース

4. 参加料金:2万円/ブース

5. 出席学生数:延べ722名(昨年664名)

2月14日:387名 2月15日:335名

③機関誌の発行

(1) 広島工業会誌第134号発行 17.850部(別冊6.820部) **4. 平成23年度総括** (H23-8-10発行)

④その他目的を達成するために必要な事業 ⑦就業規則の改定と再雇用制度規程の制定 就業規則の改定: 定年の明確化及び65歳までの

雇用拡大

再雇用制度規程:65歳までの雇用拡大に伴い新

たに再雇用制度規程の制定

(Ⅲ) 支援事業

①東日本大震災 (H23-3-11) への義援金 105万円 預託 100万円 日本赤十字社に紐広島

工業会名で預託

5万円 広島大学校友会 広島 大学経由日赤に預託

②広島大学支援事業

- (1) 平成23年度奨学寄附金 3件(60万円)
- (2) 教職員・学生支援

新卒業生に会長祝辞と記念品とを贈呈 351名 本年度卒業及び修了者数の内訳

> 工学部卒業 520名 大学院前期修了 293名 後期修了 22名 合 計 835名

(N) 広島工業会館通常事業

- (1) 西条会館のテナント業務
- ① 1 F H23-10-31(月) 麺鉄解約 H23-1-21(月) 麺鉄解約後、(株)プラ ンニングサプライ(アパマン)と契約 (麺鉄と同条件で契約)
 - 回1F 学生情報センター(Nasic) (既入居)
 - お好み焼きQ (別棟)
- (2) 駐車場業務
 - ②千田町会館跡地 コインパーキング
 - 回西条会館敷地内駐車場
- (3) 西条会館用複写機・湯沸かし器の更新
- (4) 広島工業会两条会館の清掃業務関係
 - ・西条会館内の清掃

業者: 三栄産業㈱ 42,000円/月 で契約 (従来60.900円/月)

平成23年度は公益法人制度改正に伴い(株)合同総研の 協力を得て広島県の指導を得ながら一般社団法人に向 けて推進し軌道に乗れ、定時総会に定款、社員選出規 程など提案できた事は大きな成果と言える。

規程の面では就業規則の改定と再雇用制度規程の制定は現在の社会制度に対応したものであり法人としての役割を十分に保っていると言える。

また未曾有の災害と言える東日本大震災に対して広島工業会として100万円を社会福祉法人中国新聞社会事業団へ預託、5万円を広島大学校友会へ預託できた事は社団法人としての社会貢献を果たせたのではないかと考える。

広島大学への支援事業として奨学寄附金3件と昨年 に引き続き教職員・学生支援として記念品を贈呈でき たことは工業会として一定の成果が得られたと考え る。今後も広島大学との協力関係は維持していきたい。 収益事業のテナント関係では1階の麺鉄が撤退後、 厳しい現状の中で、空室にすることなく㈱プランニン グサプライと従来と変わらない条件で契約できたこと は特記すべき事と言える。

今後の課題としては公益法人制度の申請及び認可の取得、新たな法人化のもとでの広島工業会の業務推進、広島工業会会員増強・活性化・サービスの充実 などの工業会運営が必要で平成24年度は業務の効率化を図り広島工業会を更に発展させて行きたい。

各社人事部門

採用担当 各位 へ

「平成25年企業説明会」へのご案内

社団法人広島工業会では、広島大学キャリアセンターと広島大学大学院工学研究科学生生活委員会の協力を得まして、「平成26年3月期工学部卒業及び大学院工学研究科(修士・博士)同じく大学院先端物質科学研究科(修士・博士)の修了予定者」を主な対象とした「企業説明会」を開催させていただきます。

- 1. 開催日時 平成25年2月13日(水)・14日(木)
- 2. 開催場所 広島大学キャンパス内「東体育館」
- 3. 開催案内 平成24年10月初旬発送予定

本年2月、第14回企業説明会を開催いたしましたところ199社のご参加を賜り、延べ722名の学生参加のもと盛会裡に終わることができました。

ご参加を希望される会社は、下記宛ご連絡下さい。

時期がまいりましたら、開催案内資料を送らせていただきます!

<連絡先>

〒739-0047 東広島市西条下見六丁目11番38号 社団法人 広島工業会

TEL: (082) 422-1661 FAX: (082) 422-1662

E-mail: hirokogy@bronze.ocn.ne.jp

平成23年度決算報告

《決算について》

当年度は、臨時的な経費(退職金)のため正味財産減額(約480万円)となっているが、次年度は、収支のバランスが取れるように充分努めることとする。

正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

-般会計 (単位: 円) -般会計 (単位: 円)

			(単位・口)
科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	1,339,800	1,435,100	△95,300
受取入会金	1,288,000	1,403,500	△115,500
過年度受取入会金	51,800	31,600	20,200
受取会費	26,735,100	26,833,800	△98,700
特別会員受取会費	30,000	60,000	△30,000
通常会費	6,160,700	6,175,900	△15,200
終身会費	720,000	360,000	360,000
10年会費	14,560,000	15,720,000	△1,160,000
過年度会費	5,264,400	4,517,900	746,500
事業収益	23,046,633	28,817,184	△5,770,551
広告収入	714,000	598,000	116,000
調査試験研究収入	4,502,800	10,205,800	△5,703,000
申込料収入	4,000	7,000	△3,000
斡旋料収入	408,800	858,800	△450,000
研究委託収入	4,090,000	9,340,000	△5,250,000
講習会講演会収入	4,140,000	4,000,000	140,000
講習会参加収入	4,140,000	4,000,000	140,000
図書販売収入	4,100	400	3,700
名簿代収入	4,100	400	3,700
不動産賃貸収入 貸室料収入	12,673,733	12,824,984	△151,251
74211100	10,148,533	10,426,800	△278,267
駐車場収入	2,525,200	2,398,184	127,016
宿泊収入 宿泊料収入	1,012,000 1,012,000	1,188,000 1,188,000	△176,000 △176,000
- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1,012,000		152,600
受取寄付金	194,600	42,000 42,000	152,600
	4,978,169	5,491,362	△513,193
受取利息	2,737,825	3,288,678	△550,853
雑収益	2,240,344	2,202,684	37,660
経常収益計	56,294,302	62,619,446	△6,325,144
(2) 経常費用	00,201,002	02,010,110	-0,020,111
事業費	46,320,848	68,239,986	△21,919,138
事務所費	1,649,151	832,437	816,714
給料手当	16,240,000	16,000,000	240,000
福利厚生費	3,100,000	3,280,100	△180,100
退職給付費用	5,838,000	792,950	5,045,050
研究委託費	4,090,000	9,340,000	△5,250,000
講習会費	1,428,918	1,342,065	86,853
講演会費	77,060	115,934	△38,874
会誌刊行費及び送料	4,148,665	4,236,192	△87,527
研究奨励費	0	0	0
慶弔費	181,000	138,875	42,125
記念品費	441,015	381,700	59,315
支部援助費	1,976,502	1,962,510	13,992
新入会員歓迎費	971,000	971,000	0
工学部後援費	60,000	60,000	0
通信運搬費	169,924	695,410	△525,486
租税公課	1,582,640	1,376,632	206,008
施設維持費	377,909	2,201,909	△1,824,000
宿泊消耗品費	18,464	25,338	△6,874
消耗什器備品費	258,600	0	258,600
減価償却費	2,215,000	1,778,542	436,458
支払寄付金	1,050,000	22,500,000	△21,450,000
維費	0	208,392	△208,392
新法人制度対応費	447,000	0	447,000
法人申請委託費	283,500	0	283,500
会計コンサルタント費	157,500	0	157,500
職員教育費	6,000	0	6,000

管理費 14,778,136 14,409,578 事務所費 761,200 1,942,356 △1	增減 368,558 ,181,156
事務所費 761,200 1,942,356 △1	,181,156
, , , , , ,	
	100 000
給料手当 2,864,489 2,402,151	462,338
福利厚生費 546,091 492,455	53,636
退職給付費用 1,030,551 119,050	911,501
通信運搬費 3,269,551 2,781,642	487,909
振替料金 297,270 304,110	△6,840
旅費交通費 598,650 318,640	280,010
消耗品費 1,237,147 1,452,906	△215,759
会議費 2,224,074 2,035,965	188,109
役員会費 278,150 246,425	31,725
総会費 1,945,924 1,789,540	156,384
租税公課 716,100 486,248	229,852
減価償却費 1,024,088 1,360,602	△336,514
維費 208,925 713,453	△504,528
経常費用計 61,098,984 82,649,564 △21	,550,580
評価損益等調整前当期経常増減額 △4,804,682 △20,030,118 15	,225,436
評価損益等計 0 0	0
当期経常増減額 △4,804,682 △20,030,118 15	,225,436
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計 0 0	0
(2) 経常外費用	
固定資産除却損 4,143 0	4,143
過年度減価償却費 0 12,191,750 △12	, 191 , 750
過年度減価償却費 0 12,191,750 △12	,191,750
経常外費用計 4,143 12,191,750 △12	,187,607
当期経常外増減額 △4,143 △12,191,750 12	,187,607
当期一般正味財産増減額 △4,808,825 △32,221,868 27	,413,043
	,221,868
	,808,825
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額 0 0	0
指定正味財産期首残高 0 0	0
指定正味財産期末残高 0 0	0
Ⅲ 基金増減の部	
当期基金增減額 0 0	0
基金期首残高 0 0	0
基金期末残高 0 0	0
Ⅳ 正味財産期末残高 447,407,391 452,216,216 △4	,808,825

貸 借 対 照 表

平成24年3月31日現在

平成24年3月31日現仕 (単位:円)

一般会計			(単位:円)
科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	163,558,281	189,750,659	△26,192,378
現金	0	36,385	△36,385
普通預金	580,816	2,856,753	△2,275,937
普通預金 (終身会費)	5,962,625	11,901,257	△5,938,632
普通預金(10年会費)	1,415,013	11,444,782	△10,029,769
普通預金 (試験研究費)	10,627,027	13,845,682	△3,218,655
定期預金 (預り金)	2,992,800	3,028,800	△36,000
定期預金(終身会費)	11,030,000	11,030,000	0
定期預金(10年会費)	12,950,000	12,607,000	343,000
定期預金 (試験研究費)	118,000,000	123,000,000	△5,000,000
有価証券	300,000	300,000	0
有価証券(10年会費)	215,627,729	215,450,000	177,729
流動資産合計	379,486,010	405,500,659	△26,014,649
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	61,126,497	61,126,497	0
建物	76,478,200	78,786,007	△2,307,807
基本財産合計	137,604,697	139,912,504	△2,307,807
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	52,393,710	36,899,601	15,494,109
60周年事業引当資産	5,975,993	5,975,702	291
特定資産合計	58,369,703	42,875,303	15,494,400
(3) その他固定資産			
構築物	815,055	914,857	△99,802
什器備品	2,420,250	2,451,187	△30,937
ソフトウェア	331,503	436,188	△104,685
その他固定資産合計	3,566,808	3,802,232	△235,424
固定資産合計	199,541,208	186,590,039	12,951,169
資産合計	579,027,218	592,090,698	△13,063,480
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	128,627,027	136,845,682	△8,218,655
流動負債合計	128,627,027	136,845,682	△8,218,655
2. 固定負債			
受入敷金	2,992,800	3,028,800	△36,000
固定負債合計	2,992,800	3,028,800	△36,000
負債合計	131,619,827	139,874,482	△8,254,655
Ⅲ 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	447,407,391	452,216,216	△4,808,825
一般正味財産合計	447,407,391	452,216,216	△4,808,825
正味財産合計	447,407,391	452,216,216	△4,808,825
負債及び正味財産合計	579,027,218	592,090,698	△13,063,480

財 産 目 録

平成24年3月31日現在

一般会計 (単位:円)

一般会計				(単位:円)
貸借対	対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
,o receive 3P4/2011/	現 金	手元保管	運転資金として	0
	預金	普通預金	//	580,816
	DR ME	広島銀行大手町支店	,,	294,397
		もみじ銀行西条南支店	,,	57,919
		ゆうちょ銀行	,,	100,000
		郵便振替	,,	128,500
		普通預金(終身会費)	"	5,962,625
			砂点入車のキャ	
		広島銀行西条南支店	終身会費の積立	1,505,394
		三菱東京UFJ銀行広島中央支店	"	4,298,701
		三菱UFJ信託銀行広島支店	"	158,530
		普通預金 (10年会費)		1,415,013
		三菱UFJ信託銀行広島支店	10年会費の積立	1,317,340
		住友信託銀行広島中央支店	"	97,673
		普通預金(試験研究費)		10,627,027
		広島銀行西条南支店1類	試験研究費の預入れ	2,764,567
		広島銀行西条南支店2類	"	979,328
		もみじ銀行西条南支店3類	"	4,207,367
		もみじ銀行西条南支店 4 類	"	1,334,022
		ゆうちょ銀行1類	"	559,348
		ゆうちょ銀行 2 類	"	208,480
		ゆうちょ銀行3類	"	9,962
		ゆうちょ銀行4類	"	563,953
		定期預金 (預り金)		2,992,800
		もみじ銀行西条南支店	預り敷金の預入れ	2,992,800
		定期預金(終身会費)		11,030,000
		三菱UFJ信託銀行広島支店	終身会費の積立	11,030,000
		定期預金 (10年会費)	11332131 134	12,950,000
		住友信託銀行広島中央支店	10年会費の積立	12,950,000
		定期預金(試験研究費)	10-12 10-12	118,000,000
		広島銀行西条南支店	試験研究費の預入れ	30,000,000
		もみじ銀行西条南支店	が かりまた かりまた かりまた かりまた かりまた かりまた かりまた かりまた	58,000,000
		ゆうちょ銀行	,,	
	→ m ≥r 45		"	30,000,000
	有 価 証 券	有価証券 (10年会費)		215,627,729
		三菱UFJ信託銀行広島支店	10年会費の積立	36,000,000
		住友信託銀行広島中央支店	"	159,627,729
		三菱UFJ証券	"	20,000,000
		有価証券(公社債投資信託)		300,000
流動資産合	it it		1	379,486,010
(固定資産)				
基本財産				137,604,697
	土地			61,126,497
		66.08坪	事業用	7,000,000
		広島市中区千田町三丁目		
		1,942.76m²	"	54,126,497
		東広島市西条下見六丁目		
	建物			76,478,200
	建物 (一般)	607.74m²	事業用	76,478,200
		東広島市西条下見六丁目		
特定資産				58,369,703
	減価償却引当資産			52,393,710
	減価償却引当資産(他)	広島信用金庫	減価償却積立金	52,393,710
	60周年事業引当資産	広島銀行	60周年記念事業募金の積立	5,975,993
その他固定資産				3,566,808
いがは同じ共産	構築物	広島市中区千田町三丁目		815,055
		東広島市西条下見六丁目		
	什 器 備 品 ソフトウェア	東広局市四余「兄ハ」日		2,420,250
田台次立へ		"		331,503
固定資産合	PI			199,541,208
資産合計				579,027,218
(流動負債)	+ + .	THOUGHT IN LALL I I WANT OF THE	SANGETON HIS	100 005 005
	未 払 金	研究者に対する研究費	試験研究費の未払い分	128,627,027
流動負債合	TET .			128,627,027
(固定負債)				
	受入敷金	4 社		2,992,800
固定負債合	B†			2,992,800
負債合計				131,619,827
正味財産				447,407,391

別記(Ⅲ)

平成24年度事業計画

新公益法人法の施行により、平成24年度は一般社団法人への認可に向け広島県と相談、㈱合同総研の協力を得て、一般社団法人の申請と認可の取得業務を推進し、平成25年4月より新制度のもとでスタートする計画である。

また、社団法人広島工業会の事業目的を再確認し、 組織運営のあり方などを抜本的に見直し、事業および 財政基盤の充実・安定に向けて平成24年度の事業を下 記の通り提案する。

【Ⅰ】公益法人制度改革に向けて移行推進

平成24年度定時総会で承認を得、一般社団法人申請 業務と認可取得に向けて推進。

- ●一般社団法人移行推進
 - 1. 申請業務 (株)合同総研の協力を得て申請業務 の推進
 - 2. 規程関係の整備
 - ・新定款の策定 及び代議員選挙規程の制定 (パターン2で推進。パターン1は第2案。)
 - 3. 新法人の代表理事(会長、副会長)の選定及 び代議員(社員)選出
 - 4. 社員候補者選考委員会の発足
 - ・社員候補者選考委員会メンバーの設定
 - 5. 財務関係(公益法人会計基準(新会計システム)で運営推進)
 - ・公益目的支出計画(案)の策定
 - ⑦公益目的事業
 - 回継続事業
 - 分特定寄付
 - ⑤法人会計
 - 6. その他

制度への移行申請業務で、広島県との折衝・指導により一部修正等の作業が生じる事が推測される。

修正作業等に関しては理事会に一任をお願いし たい。

【Ⅱ】定款に定められた目的を達成するための事業の推進

- ①工業教育並びに技術に関する調査試験研究
 - ・受託試験研究の拡大(広島大学―広島工業

会 交流会の推進ほか)

- ②講習会、講演会の開催
 - ・記念講演会(定時総会時に開催 会員及び 一般を対象)
 - ・公開講演会(秋季に開催 会員及び一般を 対象)
 - ・企業説明会(2月に翌春卒業・修了予定学 生を対象に2日間開催)
- ③機関誌の発行及び資料の刊行
 - ·広島工業会誌発行(8月刊行)
 - ・広島工業会会員名簿は個人情報の秘密保持の関係上、発行を中断しているが、発行に向けて可能性を模索したい。(最新 平成 18年版)
- ④その他目的を達成するために必要な事業
 - ・社団法人広島工業会 規程関係の整備
 - ・テナント、駐車場 などの推進
 - ・その他 新事業の開拓

【Ⅲ】広島大学支援事業

- ①連携事業の強化
 - · 広島大学工学部後援会活動
 - ・広島大学校友会・同窓会活動 【第6回広島大学ホームカミングデーの支援 (H24-11-3(土・祝))】 その他
 - ・広島大学産学連携センターとの連携
 - その他
- ②資金援助事業
 - ・博士課程への研究奨励
 - ・学生への奨学金 他
- ③教職員支援事業
 - ・5年以上勤務の定年退職・異動教職員への 感謝状と記念品料贈呈
- ④学生支援
 - ・現在、卒業時、新入会学生への記念品(名 刺入れ)を提供しているが、工業会のさら なる知名と意義向上を目的に入学時に、新 入生全員に記念品贈呈したい。

【Ⅳ】広島工業会会館(西条会館・千田町会館跡地)の活用

- ①西条会館関係
 - ・西条会館の会議室(3階を含む)/テナン

ト/駐車場の提供

- ②千田町会館跡地
 - ・千田町会館更地後のコインパーキング委託 事業の継続。

なお、公益法人制度などの対応に対し有効 的な活用については継続して検討する。

【V】俎広島工業会の活性化

- ①会員増強活動
 - ・会員増強活動:新入生に対する入会勧誘。 卒業生の未入会者への定期的勧誘
 - ・年会費納入の効率化
- ②活性化活動
 - ・支部総会などへの本部からの積極的参加
 - ・会員の人的ネットワークの充実・会員のコ ミュニケーションの活性化
 - ・会員のデータベース管理(会員名簿、メー

ルアドレス などの充実)

- ・広島工業会HPの充実と有効的活用
- ・各支部活動への支援、フォロー
- ③会員の祝・表彰
 - ・特別な功績:表彰状と記念品

【VI】その他

①広島大学との連携強化

広島大学工学部・工学研究科、産学連携センター 他

広島大学同窓会、校友会

②広島大学マスターズとの連携

注:広島大学マスターズとは広島大学元教職 員からなる「市民へ知の還元」を目的と した団体。

③広島工業会職員の教育・活性化

原稿募集のお知らせ

工業会誌にご投稿を!

工業会事務局では、会員の皆様により親しまれる会誌にするために原稿を募集しております。

内 容……「技術と文苑」

随想、研究発表、紀行文 etc 「支部・クラス会だより」

その他、お慶び、訃報等、会員の動静についてのご連絡もお願いします。

募集期間……随 時

募集締切……平成25年6月20日

原則として投稿原稿、写真の返却は致しませんが、返却を要するものはその旨を明記して、お気軽に原稿をお寄せ下さい。

ご協力をお待ちしております。

別記 (Ⅳ)

収 支 予 算 書

《予算について》

平成24年度予算は、前年度の決算をベースに編成した。 当年度は、さらなる業務の効率化に努め、収支均衡を図る。

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

一般会計

(単位:円) 一般会計

(単位:円)

一般会計			(単位:円)
科目	前年度決算額	予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	1.339.800	1,275,000	△64,800
受取入会金	1,288,000	1,225,000	△63,000
過年度受取入会金	51,800	50,000	△1,800
受取会費	26,735,100	25,800,000	△935,100
特別会員受取会費	30,000	0	△30,000
通常会費	6,160,700	6,000,000	△160,700
終身会費	720,000	800,000	80,000
10年会費	14,560,000	14,000,000	△560,000
過年度会費	5,264,400	5,000,000	△264,400
事業収益	23,046,633	23,765,000	718,367
広告収入	714,000	700,000	△14,000
	1		1,002,200
調査試験研究収入 申込料収入	4,502,800 4,000	5,505,000 5,000	
			1,000
斡旋料収入	408,800	500,000	91,200
研究委託収入	4,090,000	5,000,000	910,000
講習会講演会収入	4,140,000	4,200,000	60,000
講習会参加収入	4,140,000	4,200,000	60,000
図書販売収入	4,100	10,000	5,900
名簿代収入	4,100	10,000	5,900
不動産賃貸収入	12,673,733	13,350,000	676,267
貸室料収入	10,148,533	10,730,000	581,467
駐車場収入	2,525,200	2,620,000	94,800
宿泊収入	1,012,000	0	△1,012,000
宿泊料収入	1,012,000	0	△1,012,000
受取寄付金	194,600	100,000	△94,600
受取寄付金	194,600	100,000	△94,600
雑収益	4,978,169	3,250,000	△1,728,169
受取利息	2,737,825	2,000,000	△737,825
雑収益	2,240,344	1,250,000	△990,344
経常収益計	56,294,302	54,190,000	△2,104,302
(2) 経常費用			
事業費	46,320,848	36,461,000	△9,859,848
事務所費	1,649,151	1,632,000	△17,151
給料手当	16,240,000	10,280,000	△5,960,000
福利厚生費	3,100,000	1,740,000	△1,360,000
退職給付費用	5,838,000	782,000	△5,056,000
研究委託費	4,090,000	5,000,000	910,000
講習会費	1,428,918	1,520,000	91.082
講演会費	77,060	200,000	122,940
会誌刊行費及び送料	4,148,665	4,300,000	151,335
研究奨励費	0	1,300,000	1,300,000
慶弔費	181,000	200,000	19,000
記念品費	441.015	440,000	△1,015
支部援助費	1,976,502	2,000,000	23,498
新入会員歓迎費	971,000	2,000,000	1,200,000
和人云貝似理頁 工学部後接費	60,000	60,000	1,200,000
上字部佼坂賀 通信運搬費	169,924	192,000	22,076
理信連撒資 租税公課			
	1,582,640	1,500,000	△82,640
施設維持費	377,909	0	△377,909
宿泊消耗品費	18,464	0	△18,464
消耗什器備品費	258,600	0	△258,600
減価償却費	2,215,000	2,244,000	29,000
支払寄付金	1,050,000	0	△1,050,000
雑費	0	0	0
新法人制度対応費	447,000	900,000	453,000
法人申請委託費	283,500	500,000	216,500
会計コンサルタント費	157,500	200,000	42,500
職員教育費	6,000	200,000	194,000

		科	目	前年度決算額	予算額	増 減
		管理費		14,778,136	13,929,000	△849,136
		事務所費		761,200	768,000	6,800
		給料手当		2,864,489	1,820,000	△1,044,489
		福利厚生	費	546,091	310,000	△236,091
		退職給付	費用	1,030,551	138,000	△892,551
		通信運搬?	費	3,269,551	3,648,000	378,449
		振替料金		297,270	300,000	2,730
		旅費交通?	費	598,650	720,000	121,350
		消耗品費		1,237,147	1,360,000	122,853
		会議費		2,224,074	2,360,000	135,926
		役員会?	費	278,150	420,000	141,850
		総会費		1,945,924	1,940,000	△5,924
		租税公課		716,100	670,000	△46,100
		減価償却?	費	1,024,088	1,056,000	31,912
		雑費		208,925	779,000	570,075
		経常費用計		61,098,984	50,390,000	△10,708,984
		評価損益	等調整前当期経常増減額	△ 4,804,682	3,800,000	8,604,682
		評価損益	等計	0	0	0
		当期経常	増減額	△ 4,804,682	3,800,000	8,604,682
2	. 彩	E常外増減の	部			
	(1)	経常外収益				
		経常外収益	Ħ	0	0	0
	(2)	経常外費用				
		固定資産除	却損	4,143	0	△4,143
		過年度減価	質却費	0	0	0
		過年度減化	価償却費	0	0	0
		経常外費用	Ħ	4,143	0	△4,143
		当期経常	外增減額	△4,143	0	4,143
		当期一般	正味財産増減額	△ 4,808,825	3,800,000	8,608,825
		一般正味	財産期首残高	452,216,216	447,407,391	△4,808,825
		一般正味	財産期末残高	447,407,391	451,207,391	3,800,000
${\rm I\hspace{1em}I}$	指定	三正味財産増活	減の部			
		当期指定	正味財産増減額	0	0	0
		指定正味	財産期首残高	0	0	0
		指定正味	財産期末残高	0	0	0
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	基金	を増減の部				
		当期基金	増減額	0	0	0
		基金期首	残高	0	0	0
		基金期末	残高	0	0	0
IV	正明	 財産期末残	高	447,407,391	451,207,391	3,800,000

別記 (V)

社団法人広島工業会 一般社団法人への 移行に伴う定款の変更について

1 法人の根拠法

社団法人(現行):民法(第34条)

→ 一般社団法人:一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律(以下、法人法)

※定款の内容も、この新法に沿って変更する必要がある。

2 法人の監督

社団法人(現行):広島県教育委員会。許認可制につ

き、定款の変更等には認可が必要。

→ 一般社団法人:公益目的支出計画の実施期間中は

広島県。期間終了後はなし。

定款による自治が基本であり、定

款の変更等に認可は不要。

3 「変更の案」における主な変更点

(1) 目的(現行第3条 変更の案第3条) 法人の目的と事業のつながりを第三者の理解を より得やすくするため、文言の微修正を行ってい る。

(2) 事業(現行第4条 変更の案第4条) 法人が行っている事業がすべて定款で読み取る ことができるようにすることが求められている。 移行申請を管理する広島県総務部総務課公益法人 グループの指導を参考に案のようにまとめている。

(3) 支部(現行第5条 変更の案記載なし)

支部を定款上に明記すると、その財産及び事業について、本会と合算して決算及び事業報告を作成しなければならない。実態から、このことは困難であると考えられることから、定款上では明記しないものとしている。ただし、実際の運営上にあたっては、支部組織は継続させるものとする。なお、これらの支部が「広島工業会○○支部」と名乗ることは可能である。「一般社団法人広島工

業会○○支部」と名乗ると、前述の合算の対象と みなされるものとされている。

- (4) 会員種別 (現行第6条 変更の案第6条1項) 実態に合わせ、学生会員の区分を設けている。 また、出身機関の名称等を現況に合わせている。
- (5) 代議員制(現行規定なし 変更の案第12条及び 社員選出規程)

法人法では、総会の決議は総社員の議決権の過半数を有する社員の出席(委任状や議決権行使書面によるものを含む)が必要とされている。実態としては、会員の過半数の出席を見込むことは難しい。このため、会員の中から代議員を選出し、その代議員を法人法上の社員とすることとしている。選出の仕組みとしては、「社員候補者選考委員会」を設け、この選挙委員会が選出した社員候補者につき会員から一定数以上の異議が挙げられない場合、その社員候補者を社員とする方法を規定している。

(6) 顧問(現行法第16条 変更の案第40条)

法人法では、「評議員」は財団法人の役職とされ、 社団法人においては定めがない。混乱を避けるため、「評議員」についての記載は廃し、「顧問」という名称で、会長の諮問に応え社員総会又は理事会に出席して意見を述べることができる役職を規定している。

(7) 代表理事、業務執行理事 (現行記載なし 変 更の案第24条3項)

法人法では、理事会を設置する法人は代表理事を設置するものとし、この代表理事が代表権及び業務執行権を持つものとされている。また、業務執行理事を設置し、業務執行権を持たすことができる。このことから、変更案においては会長及び副会長を代表理事、専務理事を業務執行理事としている。なお、呼称は従前どおり会長、副会長、専務理事とするものとする。

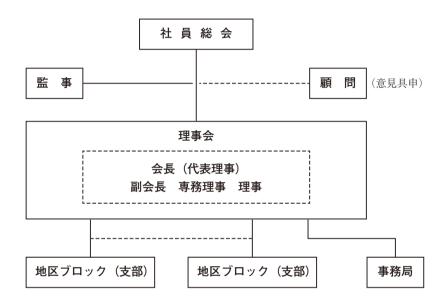
(8) 公告(現行記載なし 変更の案第50条) 法人法の定めにより明記するものとしている。 以上

広島工業会 組織図

●新制度

· 名称: 一般社団法人 広島大学工学同窓会

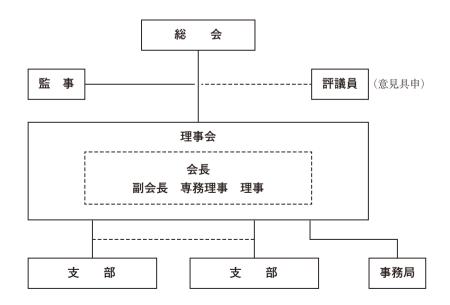
·組織:下図



●従来制度

· 名称: 社団法人 広島工業会

·組織:下図



総会の成立要件と議決権

●新制度:社員により構成、議決

新法人制度では会員の1/2以上の会員(委任状を含む)が出席しないと総会が成立しない。(この要件クリアーは実態的に困難)

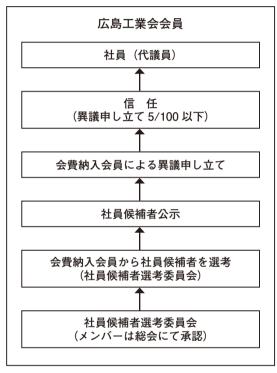
確実に総会が成立するように、出席できそうな社員(代議員)を別途選んでおき、この社員で総会を開催し、 重要事項を議決する。

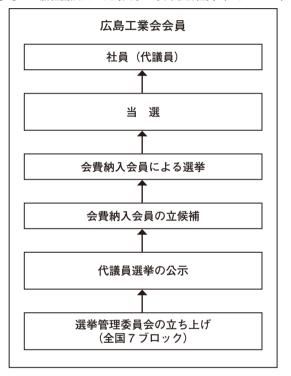
社員の選出フロー 下図参照

パターン2を採用したい。

一般社団法人 広島大学工学同窓会社員(パターン2)

参考:一般社団法人 広島大学工学同窓会社員(パターン 1)





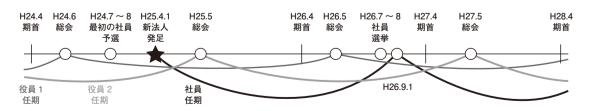
●従来制度:(社)広島工業会会員全員により構成、議決

広島工業会会員の1/10の出席(委任状を含む)で総会が成立 出席会員(委任状を含む)の過半数(定款変更は2/3)で議決 注 従来の制度は社員制なし

社団法人広島工業会 移行申請作業 日程案

平成24年5月28日

日にち	内容	備考
5月28日	〔役員会〕	
	総会上程事項の審議	
	①新役員候補者	
	②平成23年度事業報告、決算	
	③平成24年度事業計画、収支予算	
	④新定款、社員選出規程の検討	
	⑤最初の社員候補者選考委員の選任	
	⑥認可申請書類(公益目的支出計画等)検討	
6月10日	〔総会〕	
	①新役員の選任決議	
	※会長、副会長の選定 (=新法人の代表理事)	
	②平成23年度事業報告、決算承認決議	
	③平成24年度事業計画、収支予算承認決議	
	④新定款、社員の選出規程の承認決議	
	⑤最初の社員候補者選考委員の選任	
	⑥認可申請書類(公益目的支出計画等)報告	
~6月30日頃?	〔社員候補者選考委員会〕	
	○社員候補者の選考	
7月	〔事務局〕	
	○申請書提出	
7月a日	〔選考委員会事務局〕	
	○社員候補者名の公示	
	(通知書、ホームページ、事務局にて)	
a 日 +30日	※異議申し立て締切日 ⇒ 最初の社員の決定	
8月	〔事務局〕	
	○申請書補正作業(県からの要請に応じ)	
	*公益等認定委員会審議	
平成25年 3月下旬	*県より認可通知発行	
~3月31日(日)	〔役員会〕	※新法で、年度開始前の作成・
	○平成25年度事業計画、収支予算承認	承認が必要となった
4月1日(月)	*移行登記=新法人の発足	
	社員の任期の開始(平成26年8月31日まで)	



社員候補者選考委員会 メンバー (案)

公益目的支出計画

①筒井 數三氏 (元広島工業会会長)

②武田 正弘氏 (元広島工業会会長)

③鵜野 俊雄氏 (元広島工業会会長)

④高東 進氏(前広島工業会会長)

⑤山根八洲男氏(広島大学教授学長特命補佐)

⑥竹林 守氏 (株)マツダ名誉相談役)

⑦三枝 省三氏(広島大学教授)

◎公益目的支出計画の概要

公益目的支出計画の実施期間

公益目的財産額

(公益目的支出の見込み額-実施事業の見込み額)

[=459,743,590円÷(16,715,960-10,115,000)円]

⇒70

公益目的支出計画の実施期間=70年

以上 7名

注:

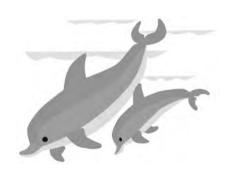
·公益目的財産額:459,743,590円 別紙1、別紙2、別紙3 参照

・公益目的支出の見込み額:16,715,960円 収支予算(案)事業別正味財産増減計画書(予算) 実施事業等経常費用 計 参照

・実施事業の見込み額:10,115,000円 収支予算(案)事業別正味財産増減計画書(予算) 実施事業等経常費用 計 参照

公益目的財産額

1. 算定日	平成24年3月31日
2. 公益目的財産額 ((1)+(2)-(3)-(4))	459,743,590円
(1) 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額	447,407,391円
(2) 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額…規則第14条第1項第1・2号※別表A(1)の(時価-帳簿価額)の額を記載してください。	12,336,199円
(3) 基金の額 …規則第14条第1項第3号	0円
(4) その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則第14条第1項第4号	0円



【時価評価資産の帳簿価額との差額】

(1) 時価の合計額	(2) 帳簿価額の合計額	(1)-(2)の額 注
289,390,425円	277,054,226円	12,336,199円

【時価評価資産の明細】

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法	
(土地	(土地注又は土地の上に存する権利…規則第14条第1項第1号イ)				
イ1	土地(広島市中区千田町三丁目)	7,000,000円	34,332,738円	固定資産税評価額を使用	
イ 2	土地 (東広島市西条下見六丁目)	54,126,497円	38,334,727円	固定資産税評価額を使用	
	小 計	61,126,497円	72,667,465円		

(有価	「証券…規則第14条第1項第1号ロ)				
□1	有価証券 (利付国庫債券)	159,627,729円	160,422,900円	(※モーニングスター株式会社による前年度評価額)	
□ 2	有価証券 (利付国庫債券)	36,000,000円	36,000,000円		
П3	有価証券 (利付国庫債券)	20,000,000円	20,000,000円		
□ 4	公社債投信2月号	300,000円	300,060円	(※みずほインベスターズ証券による前年度評価額)	
	小 計	215,927,729円	216,722,960円		

	(その他時価と帳簿簿価との差額が著しく多額な資産…規則第14条第1項第1号ハ)					
	ハ 該当なし 0円 0円					
ſ		小 計	0円	0円		

※各資産について、その時価の算定根拠を示す書類(客観的な資料又は別表B)を添付してください。

注:土地については、一団の土地ごとに記載してください。

公益目的支出計画

【公益目的支出計画の概要】

1	法人の名称	社団法人	広島工業:	슾			
2	主たる事務所の所在場所	7390047	広島県	東広島市西条下見六丁目11番38号			
3	公益目的財産額			45	9,743,590円		
	実施事業等6	の事業番号	事業番号注及び内容				
	公益目的事業(整備法第119条第2項第1号イ)	公					
4	継続事業(整備法第119条第2項第1号ハ)	継1	調査試験	余研究事業			
4	継続事業(整備法第119条第2項第1号ハ)	継 2	講習会哥	事業			
	継続事業(整備法第119条第2項第1号ハ)	継3	工業教育	育支援事業			
	特定寄付(整備法第119条第2項第1号口)	寄					
5	公的目的支出の見込額(平均の額)			1	6,715,960円		
6	実施事業収入の見込額(平均の額)			1	0,115,000円		
7	(5の額) - (6の額)				6,600,960円		
8	公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日			平成95年3月31日			
9	公的目的支出計画の実施期間			70年			
10	8 の年度までに合併する予定の有無 (有の場合、予定年月日)			無			
11	時価評価資産の明細			別表A(1)のとおり			

注:左欄に事業番号を記載してください。

(公益目的事業の場合⇒公1、公2…、継続事業⇒継1、継2…、特定寄付⇒寄1、寄2…)

一般社団法人広島大学工学同窓会 定款 (案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島大学工学同窓会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県東広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、工業に関する教育の進歩普及に努め、科学技術の試験研究を行い、工業・文化・経済の向上に寄与すること、並びに会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 工業教育並びに技術に関する調査試験研究
 - (2) 講習会、講演会の開催
 - (3) 工業教育並びに技術に関する相談・助言
 - (4) 学術・技術振興に関する支援
 - (5) 工業系学生に対する就業支援
 - (6) 機関紙の発行及び資料の刊行
 - (7) 会員相互の情報交換、懇親活動
 - (8) 会員の表彰
 - (9) 会館の運営及び保有資産の運用
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(会員種別等)

- 第6条 この法人に次の会員を置く。
 - (1) 会員

広島大学工学部(広島高等工業学校、広島工業専門学校及び広島大学大学院工学研究科、広島大学大学院 先端物質科学研究科に所属する工学部兼担教員の研究室を含む)、広島市立工業専門学校及び広島大学工業 教員養成所の出身者であり、この法人の目的に賛同する者で、社員総会において別に定める会費を納める者。 ただし、会員を別に定める一定期間以上継続した者で、社員総会の決議によって承認された者は終身会員と し、会費の支払を免除する。 (2) 特別会員

工業若しくは工業教育に関係があり、この法人の目的に賛同し、その事業を援助する企業団体もしくは個人で、会員2名以上の紹介により入会し別に定める会費を納める者。

(3) 賛助会員

広島大学大学院工学研究院の教員、一般職員、技術センター職員等で、理事会の決議によって承認された者。

(4) 名誉会員

工業又は工業教育に関し、顕著な功績のあった者で、社員総会の決議によって承認された者。

(5) 学生会員

この法人の目的に賛同する在学生であって、入会金及び年会費(10年間分)を納めた者。学生会員は、卒業後10年間は会員の資格を有する。

- 2 会員は、第12条に定める社員選出のための選挙権および被選挙権を持つ。
- 3 会員は、この法人に対し一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)に定められた以下の社員の権利を社員と同様に行使することができる。
 - (1) 定款の閲覧等(法人法第14条第2項の権利)
 - (2) 会員名簿の閲覧等(法人法第32条第2項の権利)
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等(法人法第57条第4項の権利)
 - (4) 会員の代理権証明書面等の閲覧等(法人法第50条第6項の権利)
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等(法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利)
 - (6) 計算書類等の閲覧等(法人法第129条第3項の権利)
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等(法人法第229条第2項の権利)
 - (8) 合併契約等の閲覧等(法人法第246条第3項、第250条第3項、第256条第3項の権利)
- 4 理事、監事は、善管注意義務に反しその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を 賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、会費を滞納している者を除くすべて の会員の同意がなければ免除することができない。

(会員の資格の取得)

- 第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 名誉会員については、前項の規定にかかわらず、社員総会の承認により資格を付与するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時に入会金を、また毎年において会費を支払う義務を負う。ただし、終身会員及び賛助会員並びに名誉会員は、会費の支払いを免除される。
- 2 入会金及び会費の額は別に定める。
- 3 既納の入会金及び会費は、返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 総会員が同意したとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

(社員)

- 第12条 会員の中から選出される50名以上60名以内の代議員をもって、この法人の法人法上の社員とする。
- 2 この法人に社員候補者選考委員会を置く。この社員候補者選考委員会は、理事又は理事会から独立した機関とする。
- 3 社員は、社員候補者選考委員会が会員の中から選考した個々の社員候補者に対し、会員が行う選挙により選出する。
- 4 社員は、2年以上の会員歴があり、かつ会費を遅滞なく納入している会員の中から選ばれることを要する。
- 5 第3項の選挙において、会費を遅滞なく納入している会員は全員等しく社員を選挙する権利を有する。理事 又は理事会は、社員を選出することはできない。
- 6 第3項の選挙は、2年に1度、8月に実施することとし、社員の任期は、社員に選出された直後の10月1日から2年間とする。ただし、社員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該社員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第14条)についての議決権を有しないこととする。
- 7 社員の選挙、社員候補者選考委員会、社員の欠員措置等の社員の選出に関する事項の細目については、理事 会が別に定める社員選出規程による。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の総額
 - (4) 社員候補者選考委員会委員の選任又は解任
 - (5) 顧問の選任又は解任
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他理事会において必要と認めた事項、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会で会員の除名を決議する際は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

(涌知)

- 第17条 社員総会の招集は、開催日の2週間前までに、次の事項を記載した書面をもって通知する。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 目的たる事項
 - (3) 社員総会に出席しない社員は書面によって議決権を行使することができること
 - (4) 社員総会に出席しない社員は電磁的方法によって議決権を行使できること
 - (5) その他法令で定める事項
- 2 総社員の10分の1以上の請求に基づく社員総会招集の通知の発出は、社員総会招集の請求があった日から6週間以内の日までとする。
- 3 会長は書面による招集通知の発出に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、代理人によって社員総会の議決権を行使できる。ただし、代理人は2年以上の会員歴があり、かつ会費を遅滞なく納入している会員の中から選ばれることを要する。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により 提供することができる。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

- 第22条 社員は、議決権行使書面に必要な事項を記述し、社員総会招集通知に記載された期間内にこの法人に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に参入する。
- 2 社員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提供し、議決権の行使ができる。 電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に参入する。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事5名以上36名以内(内外部理事は3名以内)
 - (2) 監事1名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。
- 4 理事、監事は兼務できない。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その 決議の結果を参考にすることができる。
- 3 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員のうちの親族等の数)

第26条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の損害賠償責任、免除)

- 第27条 理事、監事は、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならず、その任務を怠って法 人に損害を与えた場合には、この法人に対し、その損害を賠償する責任を負う。
- 2 理事、監事の賠償責任については、理事、監事が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなく、その原 因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、理事会の決議により法令に定める額を限度 として免除することができる。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会に於いて別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した 順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会及び社員総会が決議した事項を処理する。
- 5 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで とする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の 支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(開催数、議長)

第36条 理事会は毎事業年度において2回以上開催する。

2 理事会の議長は、会長が務める。会長が欠席したときの議長の選出方法は、別に定める。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事 会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧 問

(顧問)

第40条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は社員総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 4 顧問は会長の諮問に応え社員総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わる ことはできない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 財産目録記載の財産
- (5) その他の収入

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、

理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を 受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(基金)

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について社員総会の決議を経るものとするほか、基金の 返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事 務 局

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局長及び職員をおく。

- 2 事務局長は第24条に定める専務理事が兼務し事務局を統轄する。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 事務局長及び職員は有給とする。

第12章 補 則

(細則)

第52条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経てこれを定め、社員総会の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み変えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は羽山信宏、副会長は中田雅資及び三浦公章、専務理事は井上宣邦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み変えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の社員は、第12条に定める方法に準じた方法で予め実施される選挙において選出された者とし、その任期は、第6条の規定にかかわらず、この法人の設立の登記の日からその翌年の9月30日までとする。
- 5 この法人の最初の理事および監事は、この法人の設立の登記前日時点での特例民法法人広島工業会の理事および監事とする。
- 6 第6条1項の定めにかかわらず、移行の登記の日の前日において終身会員であった会員は、移行の登記の日 以降も引き続き終身会員としての立場を保持するものとする。

一般社団法人広島大学工学同窓会社員選出規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島大学工学同窓会定款第12条に規定する社員の選出に関する事項について 定めることを目的とする。

(社員の選出資格)

- 第2条 社員に選出される資格を有する者は、会員のうち次の各号のいずれにも該当する会員とする。
 - (1) 社員に選出される直前の4月1日において連続して2年以上会員として在籍していること。
 - (2) 会費を滞納していないこと。

(社員の選出時期)

第3条 社員の選出は、2年に一度実施する。

(選出区)

第4条 社員選出に関する選出区は別表の通りとする。

(社員定数)

- 第5条 社員の定数は、50名以上60名以内とする。
- 2 選出区別の定数は、選挙が行われる年度の4月1日時点の各選出区の会員数を会員総数で除した数に50を乗 じて得た数を基準に理事会で定める。ただし、各選出区の定数は1名を下回らないものとする。

(任期)

- 第6条 社員の任期は2年とし、その開始は社員に選出された直後の10月1日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の規定に基づき改めて選出された社員の任期は、選出された日を開始とし、前項の社員の任期と同時に終了するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次条の規定によって選出された社員の任期は、選出された日を開始とし、第1項の社員の任期と同時に終了するものとする。
- 4 再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることはできない。

(欠員措置)

第7条 社員が定数を下回った場合には、遅滞なく補充のための選出を行う。

(公 示)

第8条 推薦された社員候補者名は、会員への通知書、会誌、ホームページ並びに事務局において公示する。

(社員選出への異議申し立て)

- 第9条 前条の規定により公示された各社員候補者が社員となることに対し、会員は異議を申し立てることができる。
- 2 異議を申し立てることができる会員は、当該公示直前の4月1日に在籍し、異議申立日においても在籍している会費を滞納していない会員とする。

(社員の選出)

- 第10条 公示日から起算して30日以内に異議を申し出た会員の数が、前条第2項に規定する会員総数の100分の 5に満たない場合は、社員候補者は社員に選出されたものとする。
- 2 前項の規定によって、社員に選出された社員候補者の員数が定数を下回る場合は、不足の員数について改めて選出を行う。

(社員候補者選考委員会)

- 第11条 この法人に社員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
- 2 選考委員会は、理事又は理事会から独立したものとする。

(選考委員会の任務)

- 第12条 選考委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 社員候補者の選考基準を策定すること。
 - (2) 第2条に定める社員に選出される資格を有する者の中から、前号の選考基準に基づき、在籍地、職業、年齢、性別等を考慮して、社員候補者を選考し推薦すること。
 - (3) 社員選出に際し、その運営と管理を行うこと。
 - (4) その他社員の選出に関し、必要な事項の検討を行うこと。

(選考委員の選任)

- 第13条 選考委員会を構成する選考委員は、次の各号のすべてに該当する者とし、総会で選任する。
 - (1) 会員であって、この法人の社員又は役員もしくは職員ではない者であること。
 - (2) 選考委員会に出席できること。
 - (3) この法人の運営について深く理解していること。
 - (4) 選考委員に相応しい見識を有しており、公平かつ公正な選考ができること。
- 2 選考委員の員数は、5人以上10人以内とし、選考委員長は、選考委員が互選する。

(選考委員の任期)

- 第14条 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補充または増員によって就任した選考委員の任期は、他の選考委員の任期と同時に終了する。

(選考委員会の招集と議決)

- 第15条 選考委員会は、選考委員長が招集し、選考委員長が議長となる。選考委員長が不在のときは、出席選考 委員の互選によって議長を選出する。
- 2 選考委員会は、選考委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選考委員会の議事は、議長以外の出席選考委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 選考委員会に出席した選考委員に対し、旅費の他日当、謝金を支払うことができる。

(選考委員会事務局)

第16条 選考委員会に、事務局を置く。

- 2 事務局は、選考委員長の命を受け、選考委員会の任務を補佐することを目的として、社員候補者の選考と選 出に関する事務等を行う。
- 3 事務局に事務局長を置く。

- 4 事務局長の任期は、就任の時から2年とする。ただし、再任することができる。
- 5 この法人は、選考委員会から解任の要求がある場合に限り、任期の途中で事務局長を解任することができる。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、一般社団法人への移行の登記日から実施する。

別表 選出区

選出区						
関東甲	関東甲信越以北					
東海・	東海・北陸					
近 畿						
中 国	(広島を除く)					
広 島						
四 国						
九州						

全国支部関係者の皆様へ

平素は、広島工業会へご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
皆様、毎年の各支部総会ご案内・支部としての意見・ユニークな活動風景・自慢話などに、どうぞ広島工業会誌の誌面をお使い下さい!!

CE

社団法人広島工業会の改名の提案

CE

39

現在、使用している広島大学工学部卒業生で構成されている同窓会の法人名は"社団法人広島工業会"です。

本名称は、社団法人として認可された昭和40年以来、親しまれ使用してきた名称ですが、時代とともに社会情勢は変化し、一般業界の団体集団と誤解されるなど実状にそぐわない点が生じてきています。

この度、公益法人制度改革への対応の一環として、理事の各位から改名の提案があり法人として、本来の姿を広く世間に理解していただき、また会員各位も会員の自覚を持てる名称にするために現在の名称を改め下記の通り新名称に変更する事を提案します。

新名称:一般社団法人 広島大学工学同窓会

広告掲載のご案内

工業会では**会誌**への広告掲載を会員の皆様より募集しております。体裁はB列5判です。

広 告 掲 載 料

75,000円	頁	1	外	紙	表	裏
60,000	頁	1	内	紙		表
55,000	頁	1	勺	紙	表	裏
40,000	頁	1	中	文		本
26,000	頁	半			"	
20,000	頁	1/3			"	
4,000(但し名刺広告)	頁	1/9			"	

次回の広告掲載は、**平成25年8月に発行予定の第136号会誌**になります。掲載希望の方は、事務局までお申し出下さい。改めて申込用紙をお送り致します。皆様のご協力をお待ちいたします。

平成24年度広島工業会役員

	在		任	新任または再任		
会 長	羽山	信宏	(精46院修)			
副会長	*三浦	公章	(電52)	中田	雅資	(建41烷修)
専務理事	井上	宣邦	(電38)			
理 事	(校外))				
	井本	祐司	(化39)	今川	光洋	(機40)
	山根	宏明	(機42)	武居	則行	(子51)
	中村	正樹	(経49院修)	*為汲	一彦	(電54)
	河野	安隆	(精51)	隅田	誠	(111 55)
	白石	俊昭	(電52)	三島	万治郎	(I 60)
	米山	昌一	(経52)	*西村	和浩	(Ⅱ 60)
	高廣	義明	(経53)	*樋口	浩一	(Ⅲ61院前)
	鳥田	修之	(子54院前)	*丸本	隆弘	(I4)
	(校内))				
	原田	耕一	(電48)	藤井	堅	(土50院修)
	江口	透	(13院前)	横山	新	(子51院後)
	山本	元道	(N5院前)	山本	春行	(前構54)
	駒口	健治	(院後6)	*田中	隆太郎	(110院後)
	川崎	健	(Ⅲ11院後)	*荻	崇	(Ⅲ16院後)
監 事	*白浜	博幸	(応48院修)	野間	幸治	(I 59院前)
評議員	筒井	數三	(機16)	武田	正弘	(教19)
	片島	三朗	(機23)	鵜野	俊雄	(機33)
	髙東	進	(電38)			

(注) ※印は新任を示す

平成24年度総会・懇親会出席者

(敬称略・順不同)

_		_	(敬称略・順不同)
		旧	賴実 正弘(三類) 片島 三朗(一類) 林 光則(三類)
招	ă	<i>H</i> -	太田 光雄(二類) 新見 治(三類) 葉佐井博巳(共通)
		先	米倉亜州夫(四類) 山下 英生(二類) 九内 淳堯(三類)
	生		杉惠 頼寧(四類) 村川 三郎(四類) 坂和 正敏(二類)
行	÷	現	浅原 利正(学長) 山根八洲男(学長特命補佐)
	教		吉田 総仁(工学研究院長) 松村 幸彦(一類)
	職		山本 透(二類) 西名 大作(四類)
幸	Z I	E E	和根山幹生(支援室長) 香川 和信(校友担当)
表	並	講	小池 聖一(講演者) 島田 学(化学工学)
表彰者	並びに	演者	西嶋 渉(環境安全センター) 土肥 正(情報工学)
L.,			白石 俊昭(電52)
	第	機	天野 孝三(機22) 吉田 博行(機26) 正木 則彦(機31)
		械	平野 勝彦(機37) 村上 啓剛(機39) 山根 宏明(機42)
		•	大谷 隆典(機47) 衣川 眞澄(機47) 三浦 隆介(機47)
	_	教	羽原 直秀(機48) 高橋 邦夫(機52) 西田 恵哉(機53)
		養	中村 隆廣(I56) 野間 幸治(I59) 三島万治郎(I60)
		•	杉尾健次郎(I4) 山広 牧子(I13) 武田 正弘(教19)
会		精	永岡 建城(精41) 三枝 省三(精48) 河野 安隆(精51)
	類	密	山崎 優三(市機25)
	第	電	反田 拓男(電22) 横田 修治(電31) 吉田 一雄(電31)
		気	 岡野 博一(電40) 有井 良和(電47) 塚本 行春(電51)
	=		 三浦 公章(電52) 渡邉 敏正(子47) 豊田 昌司(Ⅱ56)
		電	赤木 隆(Ⅱ58) 永島 正敏(Ⅱ61) 沖村 仁志(Ⅱ4)
		子	住野 正(Ⅱ4) 竹田 浩明(Ⅱ4) 調枝 寛径(Ⅱ4)
			妻木 正昭(経34) 綿森 善一(経35) 中村 正樹(経49)
		経	米山 昌一(経52) 西村 和浩(Ⅱ60) 森 大一郎(Ⅱ2)
	類	営	山路 昭久(前シ7)
	第	応	平岡 鉄幹(応32) 久保田 清(応35) 桑野 恭彬(応38)
		化	安藤 肇(応44) 平川 剛(田4) 木島 丘(醱31)
	三	酸	木下 茂(醱32) 門 隆興(醱41) 斎藤 尚武(醱43)
		酵・	小川 満(醱50) 茅原 滋(化40) 角山 肇(化42)
	類	化工	白木 茂美(化44)
	第	船	セム ** - / én 40 / 柳 L ・ + th / én 50 / L ・
員		舶土	梅木 茂三(船40) 櫻井 友博(船53) 岸 正広(土43) 十四 赤桃(W17) 東木 (
	四	木 建	大田 幸雄(Ⅳ17) 恵本 繁(建33) 大野 義昭(建37)
	類	築	中田 雅資(建41)
	4	k	[会 長] 髙東 進(電38) [副会長] 羽山 信宏(精46)
			[専務理事] 井上 宣邦(電38) [校内理事] 原田 耕一(電48)
	部		藤田 聡(Ⅱ60) 江口 透(Ⅰ3)
	Ï	r)	鈴木 裕之(I 4)
$\overline{}$		_	

計 97名